

○西紋別地区環境衛生施設組合監査委員条例

制定 昭和50年4月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定期監査の期日)

第2条 組合の財務に関する事務の執行に関する監査の期日は、監査委員が合議の上定めるものとする。

(出納検査の期日)

第3条 監査委員は、毎月末日までに、組合の出納検査を行なわなければならない。

(施行細目)

第4条 前各条に定めるものを除くほか、監査に必要な事項は、監査委員が合議の上、組合長の同意を得て、別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。